

富田竹治著

日蓮上人誹謗者亡滅論

大賣捌所 金澤 棚田書館

020065-000-0

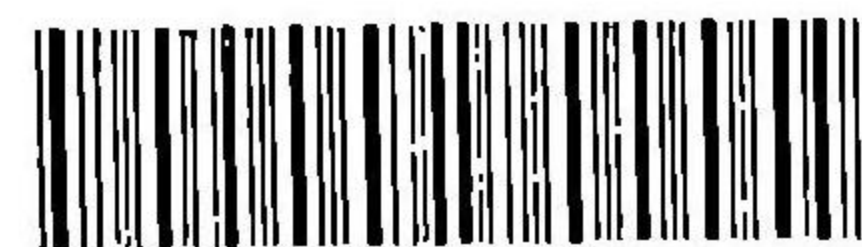
特16-575

日蓮上人誹謗者亡滅論

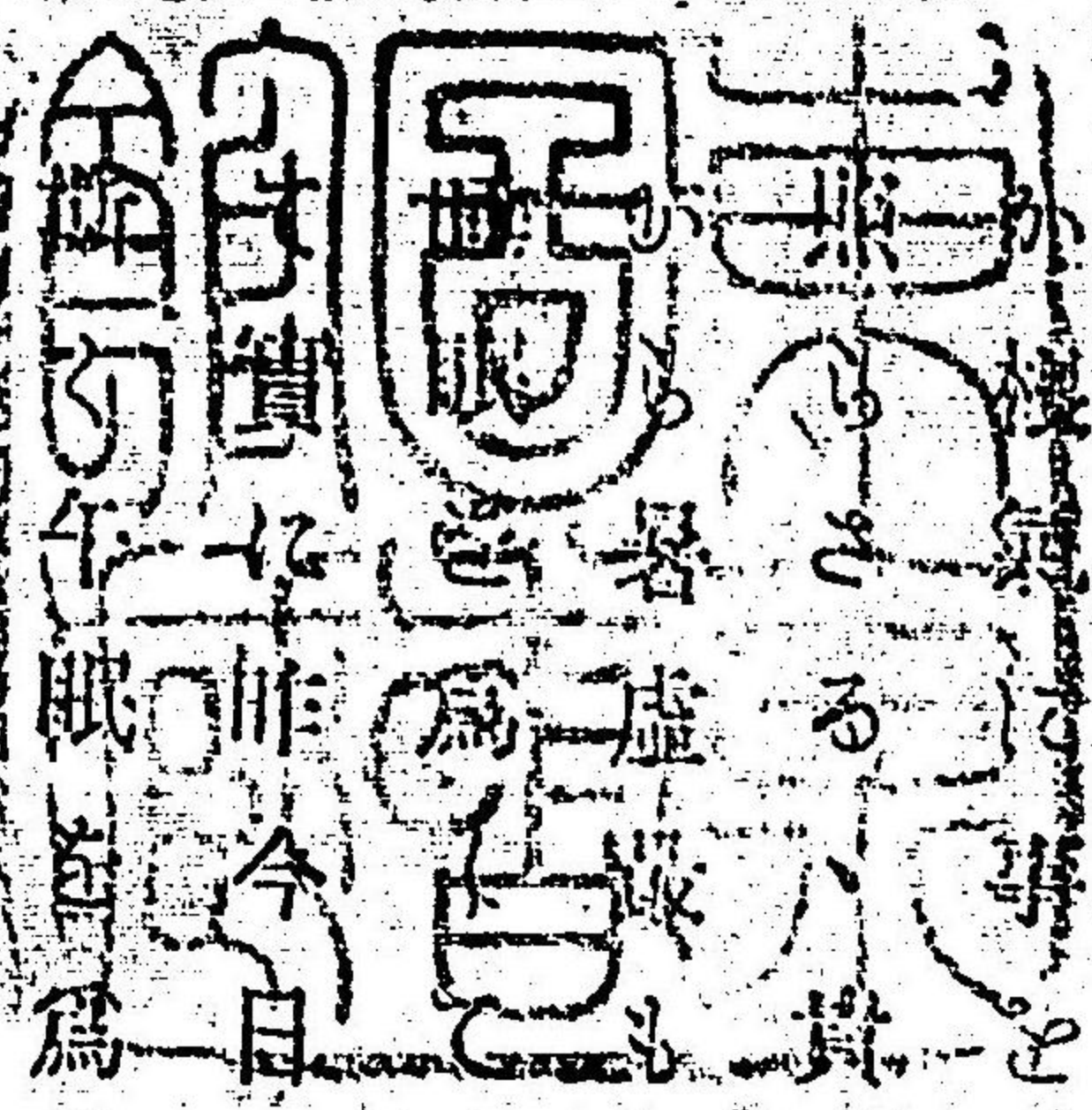
富田 竹治/著

M27.7

ABH-0265



風は日光の強さに死し汗は衣面を徹し
蒸々熱々朝たに起き暮に寝ぬるの間だ奈何で



か機軸に事を爲し得べきや余輩は此暗黒界を
兼もさるハ其とき日の神に對し申譯なき事な
し暑虚也聊だしき日中を期し一時間余の
世も爲す聊か煩熱を忘れ勇氣を養ふを以
て昨日今日々の快事とせり

さず暗む所ろの十七文字でも綴合はさんとの
心情起て止まざれども蚊軍の隊を作りて擧ひ

寄るも煩はしくば忽ち蚊帳住居となり身を横
たへ枕に凭るの已むを得ざらむ而して枕に
就く上は何時しか睡眠を催ふすも始終高窟を
發せしめず或は華胥の國に遊び或は賤が山里
を歩む杯頻りに夢を結ばしむ之れ能く眠られ
ざるが爲則ち不時寢を致したるの罪か恩か
然るに兩三日前の夜の夢に何處の者とも知れ
ず浮浪視のもの一人某國へ入來り何方へ留宿
し居るものか無法にも日蓮上人を誹謗攻撃す
るとて或場所にて演說會を開き猥りに暴口
惡舌を動かせり左れば其暴口惡舌を面白がり

て聽衆中々に多かりければ右辨舌者は聽衆が
入場金の收大なるを喜び爾后開設數回に及び
之れを以て暴口を糊し生命を繋げり然らば則
ち表面理論的演說會を開く様に吹聽するも裏
面は營利的所業に外ならざる者なり然りと雖
ども孰ありて此者を尤むるものあらざるより
辨舌者は益増長し敵するものなし杯言張りて
演說會を續開し此所業をして百年の長計とま
で推想し豫祝し置かんと或料理店へ上ほり太
白を浮べ頼て懷中探せし處ろ如何なる都合な
りしか無一文にて勘定も出來難く逃亡し來り

たる噂あり漸々汚さき本色を顯はすが如きも
尙間々開會し社會を騷擾せしめつゝ、あり夢寐
めて顧念すれば此者が行爲大に惡むべく將さ
に筆刀を以て書殺するの意氣勃々として起り
ぬ

暖簾と相撲と云ふ事あり余輩が夢に就て言論
を立てんと欲するも稍之れに類する觀念ある
が如くと雖ども然れども決して夢と争ふには
非ず夢を此するには非ず夢を戒するには非ず
若し夫れ夢の如れ浮浪者の生だるあらん事を
恐れ轉ばぬ先の杖たらしめんとて此日午眠寐
めて顔手を清め敢て無學を厭はざ本書を著せ
し所以なり讀者諸君之れを悟せよ

時三九之歳少暉某日

著者 富田竹治誌

念告

緒言中夢見談の如き所
説無法に日蓮上人を誹
謗攻撃するもの生れば
之れを亡滅寧ろ此徒發
生の未前に戒諭し置か
んとす返す々々も本書
が主意なり夫れ現今斯
余輩は最も

る浮浪辨者の之れなき
と信ぜ故に何某と指し
て將た何某と攫まして
之に言論と與ふるに非
ざる事ば是亦返す々々
り本書が主意なり

著者

又曰

●日蓮上人誹謗者亡滅論

富田竹治著



●忠臣を誹る者は不
ある者ならん



夫れ日蓮大菩薩が立正安國論を奉呈されたる
時勢や日蓮宗を弘通せんと苦慮しつつ、以來其
功に於ては之れを以て大罪人と見做し罪科を蒙ら
しめんと沙汰ありし際なれば斯る奉呈を爲さ

ば一層其重きを蒙るならんとの事は既に悟了

ありしと雖ども國家安穩ならしめんとすの赤誠
豫て七胸に充滿せる日蓮大菩薩の事なれば譬
ひ一身を犠牲に供せらるゝも如何てか黙し得
べきやとて恰かも火の中へ飛込まるゝの危機
をも恐れ老正嘉元年より文應元年に至るの間
だ熟案熟慮の上稿を脱し遂に安國論を上られ
たり然るに皇明寺殿之れを奏上せざ自からが
掌中に葬り果して罪科を嚴にせり然れども爾
后漸々安國論所述の事實を証するものあるを
見れば所謂言論明確たりと云ふべし
嗚呼愛國の一心より身を犠牲に供せらるゝも

將た火の中へ飛込むの危機をも敢て恐懼せざ
立正安國論を奉呈されたる日蓮大菩薩こそ誠
に誠に大忠臣なり斯る大忠臣を誹謗するもの
は必ら老忠を欲せざる者なりと信ぜざるを得
ざ之れ則ち博奕を好くもの、博奕者を賞賛し
修學を嫌ふもの、修學者を非難し互ひに味方
を賞賛し敵を非難するの人情上に於ける道理
あれば也

●安寧と妨ぐる者佛
教的自由と許さざ

憲法第廿八條に曰く日本臣民は安寧秩序を妨げ及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有すと左れば安寧を妨ぐるものは信教の自由を爲す可らざるをや了々たり然らば日蓮上人を誹謗するとして演説會を開催し社會を騒がし日蓮宗信徒に怒氣を惹きおこむる暴口惡舌を動かすの辨舌者所謂安寧を妨げ尙佛教的自由の振舞を以て演説會を開かんとするを許さざるに無法にも之れを爲すを見れば取も直さざ憲法の違犯者なり憲法を違犯するものは固より不忠の奴輩なり爰に於てか亦不忠

き確かおこむるを得

●不忠且つ禁を犯す
者は藁人形より劣れり

人は萬物の靈なり動物の魁なり其靈と一魁とする所ろは道德を行ふにあり而して誠忠は道德中の一たり左れば不忠の者は道德を犯すの罪人既に道德を犯すの罪人なれば則ち人体を具しながら人心を備へざるもの被藁人形と撰

ばん然し藁人形は尿糞を垂る、の臭なければ之れに優ること數等ならん故に余輩は不忠者を目して蚤虱は愚るか掃捨る塵よりも淺間敷と云ひたくも見易き比較物なれば藁人形と仮定し次項に論ぜん

●藁人形は聊か鳥追

の働と有するのみ

藁人形とは藁を以て製くり頭部腹部手足部等総て人の形ちを模擬したるもの概言すれば何の用にも立たざるものなれども若し其形態の

巧みなるものに至りては田舎に立ぬしめ置く時は稻雀村鴉等に真正の人と思はせ驚かすむる事あり故に鳥追の働きありと許認して可なるか

無法的暴口惡舌を上下し演説會を開きて淺智の婦童に限り日蓮宗信仰心を惑はし日蓮宗信仰心を傾かしめんとの意向も亦案山子が鳥を追ふの工合なり

●幼兒と雖ども玩弄

にても藁人形と交は

らざるべし

幼児が乳房に縋るの間だは遊び戯れて日を送るものなれば親は慈愛の一心より幼児が好む處ろの玩弄物を需め與ふるものなり左れば幼児は頓着なく其欲するところの者と立てりど雖ども智識進歩の今日未だ藁人形を欲するの幼児あるを聞かば偶之れを示すものある時は泣て之れを遠ざけしむ蓋し幼児は言語及體力調はざれば其欲せざるの理由を説き或は之れを投捨ると能はざるは勿論無邪氣に泣叫

ぶならんが暗に吾人をして人體を具つゝ人心を備へざる斯くの如きものありては濟まざると嘆息する様に覺へさしむるもの、如く幼児にして夫れ然り何ぞ他の大人等にして藁人形と交はるものあらんや然れば則ち不忠者所謂藁人形が演説會を開催する下あるも斷じて之れに耳を貸し之れに近づくとある可からず

●藁人形は破毀又は掃捨るの手續と要

せき

僅かに鳥追の働を有する位の藁人形而かも幼
兒すら玩弄にも之れと交はらざる藁人形なり
せば那邊に如何なり居るも最も恐懼すべき事
としては毛髮程もある可からず故に町中に止め
置くは全く邪魔な位に過ぎざるなり左れば商
業にまれ工業にまれ國家多事の今日吾人之れ
と破毀して焚火に燃やし之れを掃捨て、江海
へ投ずる等の手數を費やす迄もなき事なり吾
人夫れ有の儘に爲し置け
町中や踏まれて朽る捨案山子

明治廿七年七月十四日印刷
明治廿七年七月二十日發行

賣價金四錢

石川縣金澤市木ノ新保一番丁^廿三番地

富田竹治

同縣同市小將町中町拾八番地

宮永正久

同縣同市杉木町七丁目四番地

印刷所

小泉無二堂

